



受付時間: 午前9時～11時、午後1時～4時(午前8時30分開館)

受付場所: 「イコーゼ!」 2階キッズランニングコース

※お車の人は、「イコーゼ!」北側駐車場をご利用ください。

地区	月日	町内会
桑折	2月17日 月	諏訪、東上町、南
	2月18日 火	北町、西町、陣屋
	2月19日 水	本町、西上、中区
	2月20日 木	桑島、桑島西、狐崎、桑折宿舎
	2月21日 金	中屋敷、松原上、松原中、牛沢
睦合	2月23日 日	年金受給者(全地区)
	2月25日 火	松原下、上成田、平沢、坂町
	2月26日 水	下成田、清水、下万正寺
半田	2月27日 木	内之馬場、中北
	2月28日 金	桐ヶ窪、坂下
	3月2日 月	下高屋、荒屋敷
	3月3日 火	御免町、六丁目
	3月4日 水	田町、銀栗
	3月5日 木	下半田、久保八幡

半田	3月6日 金	追分
伊達崎	3月9日 月	館沢、大畑、中屋敷
	3月10日 火	前屋敷、北郷、南郷
	3月11日 水	北沢、上郡上代、中郷
	3月12日 木	道林、吉沼、下郡下
	3月13日 金	根岸、下郡上代

※待ち時間を短縮できるよう、地区割りにしています。混雑軽減のためにも上記日程の来場にご協力ください。なお、混雑状況により、午前中來庁されても、午後の受け付けとなる場合がありますのでご了承ください。

※2月23日日は、公的年金受給者を対象に申告相談を受け付けます。公的年金受給者でも、事業所得(営業、農業、不動産)等がある人は、地区ごとの日程をお願いします。

※3月16日日は、予備日です。

はじまります。

# 申告相談

2019年分の所得税の確定申告と町民税(国民健康保険税)の申告相談を受け付けますので、申告が必要な人は期限内に申告してください。

## 申告が必要な人は?

令和2年1月1日現在本町に住所があり、次に該当する人

- 1 サラリーマン、OL、パートタイマーの人
  - 給与収入のほかに所得があった人
  - 2カ所以上から給与収入があり、年末調整されていない人
  - 年の途中で退職し、会社で年末調整を受けられなかった人
- 2 個人事業主、不動産賃借のある人
  - 営業・農業・報酬等・不動産などの所得のある人
- 3 年金生活者
  - 障害者年金、遺族年金受給者
  - 公的年金等の収入金額が400万円を超える人、または400万円以下の人で公的年金以外の所得のある人
- 4 収入がなかった人
  - 収入がなく、町内の人の扶養になっていない人(国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定等に必要のため)
- 5 青色申告をしている人
- 6 2019年中に新たに住宅ローンでマイホームを取得、または増改築をした人
- 7 譲渡所得(土地・建物・株式等)があった人
- 8 税務署から通知があった人

## 申告会場は?

左記の要件を確認し、該当する会場での申告をお願いします。

1～3に該当する人

桑折町会場、税務署申告会場  
どちらでも申告できます。

4に該当する人

桑折町会場のみ申告できます。

5～8に該当する人

税務署申告会場のみ申告できます。

## 【税務署申告会場のご案内】

- 場所 ウィル福島アクティおろしまち(福島市鎌田字卸町10-1)
- 期間 2月17日～3月16日(土日祝除く)  
※2月24日(日)および3月1日(日)は開設。
- 時間 午前9時30分～午後4時  
※会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合がありますので、午後3時前の来場にご協力をお願いします。

## 申告に必要なものは?

◎マイナンバーカードまたは通知カード・運転免許証、健康保険証など

- 税務署からの申告のお知らせまたは、役場からの申告相談のご案内
- 印鑑
- 申告者の通帳(税金が還付になった場合に振込先を確認します。)
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金納付額証明書
- 給与、年金、恩給、報酬がある人は源泉徴収票
- 医療費控除をされる人は、保険者からの医療費通知書(お知らせ)

※領収書提示の場合は、受診した人、病院等ごとに合計額を計算してください。

農業・営業・不動産  
所得のある人は

左記のものに追加して、記帳した帳簿類と帳簿類をもとに「収支内訳書」に内容を整理記入したものをお持ちください。

申告書は自宅で  
作成して郵送で

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、自宅で「確定申告書」を作成・印刷して提出できます。また「電子申告e-Tax」を利用すると自宅で申告書を提出できます。詳しくは国税庁HP(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。